

山梨県公報

号外第八十六号

平成二十五年

十二月十三日

金 曜 日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

一八二、八二八

山梨県選挙管理委員会告示第八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十五年十二月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

目 次

選挙管理委員会

○ 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一

○ 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一

○ 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十五年十二月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

一三、九四〇

山梨県選挙管理委員会告示第八十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十五年十二月十三日

選挙区名	三分の一の数
西八代郡	四、七九三
南巨摩郡	一、四七六
中巨摩郡	四、六九八
南都留郡	一、四一〇
甲府市	五二、二五〇
富士吉田市	一三、八四六
都留市・西桂町	九、八一二
山梨市	一〇、一七七
大月市	七、七四七
韮崎市	八、三八三
南アルプス市	一九、二四四
北杜市	一三、七〇三
甲斐市	一九、五六二
笛吹市	一九、一六九
上野原市・北都留郡	七、六〇九
甲州市	九、四〇〇
中央市	八、〇五〇

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番